教育の振興に関する施策の大綱

－未来を担う次世代の育成と学び・文化を育むひとづくり－

令和3（2021）年11月

栃木県小山市

はじめに

平成 26 年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが求められました。

そこで、本市におきましても、平成 27 年 4 月に、市の最上位計画である小山市総合計画を参酌し、「教育の振興に関する施策の大綱」を策定したところです。

近年、生産年齢人口の減少や急激な少子高齢化、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっています。子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化し、いじめや不登校等の増加は、全国的な問題となっています。

このような中、近年の教育行政においては、地域振興や福祉、共生社会、人材育成等の一般行政との密接な連携が必要であり、教育委員会と市長部局が一体となって、総合的に施策を推進していくことが求められています。

本市においては、令和 3 年度に「第 8 次小山市総合計画」が開始され、令和 2 年度より「第 2 次小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が進行していることを受け、「教育の振興に関する施策の大綱」につきましても改定することといたしました。今後も時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、事業の充実に努めてまいります。

令和 3 年 11 月

小山市長　浅野　正富

目　次

はじめに …… 3

1　本市教育の基本理念 …… 4

2　大綱策定の趣旨 …… 4

3　大綱の期間 …… 5

4　大綱の基本目標 …… 6

1　本市教育の基本理念

子どもたちが、健やかな心と体を育み、平等に学ぶ機会を得られるよう、地域における子育て･家庭教育支援や世代間交流、子どもの貧困対策の充実などにより、家庭、学校、地域、行政が一体となった、支援体制を構築します。

また、次代を担う子どもの学力の向上を図り、健全な心身を育てる教育環境の整備･充実を進めるとともに、これからの社会において必要となる「生きる力」を育みます。

さらに、学校・地域・関係機関と連携し、青少年を守り育むあたたかな環境づくりに取り組み、児童生徒一人ひとりが、自己を尊ぶと同時に他者を敬う態度を身に付け、いじめ問題等の未然防止を図ります。

加えて、夢を実現できる生涯学習環境の形成、文化芸術の振興、歴史・文化の継承・活用、スポーツの推進を通じて心豊かなひとづくりを進めます。

1　確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育の実現
2　豊かな人と地域を創る生涯学習環境の実現
3　心豊かで活気あるくらしやすい「文化都市小山」の実現
4　元気いっぱい明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現

2　大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育の目標や施策の根本的な方針を示したものであると同時に、未来を担う“おやまっ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての大人へのメッセージでもあります。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、重要なものです。子どもが不安や困難に直面したときには、寄り添い、励まし、時には諭しながら、その成長を促していくことが家庭の保護者の大切な役割でもあります。それは、子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、人と協働しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に「確かな学力」を身につけさせることをはじめとして「豊かな人間性」「健康・体力」すなわち「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことです。

子どもたちは、身近な地域の中で、多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら、様々な体験を重ねることで成長していきます。地域の大人が自分たちへの熱い想いを持っていてくれることを子ども自身が感じることも大切な教育の一つです。

学校では、子どもたちが、豊かな人間性や生きる力を育んでいけるよう、子どもにとっての学びを「実感を伴う質の高い学び」へと導いていくことが大切です。教育とは、時代とともに生き、時代を拓く力となるものです。

そして、教育は人格の完成を目指し、子どもたちの将来の幸せを想い求めながら行うものであると考えます。子どもの成長に関わることは、大人自身が自らの生き方や姿勢を見つめ直すことです。だからこそ、大人も子どもと共に学び続ける必要があり、それを支えるための行政の支援も必要になります。

このように、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもとともに学び成長し続けるという、生涯にわたるひとづくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の大綱を策定するものです。

3　大綱の期間

大綱は、市の最上位計画である第 8 次小山市総合計画（令和 3 年 3 月策定）及び、小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図ります。このため、大綱が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。なお、大綱は、社会経済情勢の変化や総合計画の改定等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

４　大綱の基本目標

第 8 次小山市総合計画に基づき、以下の 8 つの目標の実現を図ります。

（１）子育て支援

子育ての輪がひろがり　未来につなぐ夢・希望あふれるまち　おやま

市町村には、子ども・子育て支援の実施主体として、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的に推進し、ニーズに応じた制度・サービスの充実を図ることが求められています。

本市の子育て支援は、第 2 次小山市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度）を令和 2 年 3 月に策定し、「子育ての輪がひろがり未来につなぐ夢・希望あふれるまちおやま」を基本理念とするとともに、3 つの基本視点、「出会い・結婚・妊娠・出産の切れ目のない支援を推進」、「すべての親が安心して子育てできる環境づくりを推進」、「すべての子どもの健やかな育ちを支援」に基づき、市民・地域・企業・行政が一体となって子育て家庭に寄り添う支援を行います。

また、すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を伸ばして成長できるよう児童虐待の防止対策等に取り組みます。

さらに、共働き家庭の増加により高まる保育需要に対応するため、令和 2 年 3 月策定の第 3 次小山市保育所整備計画（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度）に基づき、保育定員拡大のための公立保育所の民営化の推進、保育園の新設及び認定こども園への移行支援を行い、待機児童などの解消と保育サービスの充実を進めます。

小児救急医療については、小児救急医療体制の充実を図るための整備、かかりつけ医を持つことや緊急時の適切な受信についての啓発・推進を行うことで、安心して救急医療が受けられるよう取り組みます。

加えて、全ての保護者が自信と安心感をもって子育てを行い、子どもとともに成長していけるよう家庭教育を支援します。

（２）義務教育

未来につなぐ確かな育ちと学び～持続可能な社会の担い手の育成に向けて～

学校が子どもたちへの 3 つの保証（安全の保証・確かな学力の保証・成長の保証）に取り組むことは、時代が変化しようとも、変わることのない使命です。

「社会に開かれた教育課程」の視点に立ち、学校教育を通じて育むべき資質・能力

を教育課程全体の中でより明確に示し、確実に身に付けることができるよう、「GIGAスクール構想」に基づいて、子どもたちの「学びの保証」に取り組み、日々の教育活動を展開します。
　また、地域住民と一体となって、子どもたちに「『育つ力』、『育ててもらう力』、『育てる力』」を育み、心身ともにたくましく、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。このため、「おやまっ子いじめゼロ宣言」の浸透と、「いじめゼロ子どもサミット」、「いじめ防止等市民会議」の一層の充実を図るとともに、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）事業」を推進します。
　さらに、子どもたち自身の心身の健やかな成長と健康づくりを意識させるとともに、防災教育を通して自分の身は自分で守ることや、学校給食を通して食に関する正しい知識や感謝する心の育成を目指します。
　増加が続く外国人児童生徒については、多文化化、多国籍化が顕著となっています。このため、「小山市外国人児童生徒適応指導教室『かけはし』」や日本語教室設置校である「外国人児童生徒教育拠点校」を核とし、多文化共生社会の実現に向けて、一層の支援の充実を目指します。
　市内学校施設の外壁改修及び屋上防水、空調機設置、トイレ洋式化を計画的に実施するとともに、長寿命化改修を図り施設を長く使用することでコスト縮減を図ります。また、災害時に避難所となる屋内運動場の環境改善にも取り組みます。

（３）高等学校・高等教育

個性や能力を生かす　より高く広い教育環境の実現をめざして

　本市に集積する大学や大学院、高等専門学校等の教育環境を最大限に活用するため、これらの教育機関との連携強化を図りながら、一人ひとりの個性や能力を最大限に生かす教育を推進し、次の世代を担う人材の育成を図ります。学習・生活支援などのために小・中・義務教育学校に大学生を派遣する、大学生スクールサポート事業を推進し、子どもたちの基礎学力、技能及び意欲の向上と教員を志望する学生の資質の向上を図ります。
　また、市内の高等学校と連携し、高校生を中心とする若者が、在学中に身近な地域を知ることにより地域への愛着を高め、高校卒業後の地域への定着促進や、東京圏進学後における本市への回帰へ繋げるため、高校生による地域の課題発見・問題解決に向けた取組を支援します。
　さらに、高校生・短大生・大学生・専門学校生等に学資を貸与し、卒業後に返還していく「小山市奨学金」や、高等専門学校４年生以上・短大生・大学生・専門学校生等に学資を貸与し、卒業後も一定期間、本市に定住することで返還を免除する

「おやまふるさとみらい奨学金」（高校生対象外）など、利用しやすく魅力ある奨学金制度の充実により、教育振興及び活性化を図ります。

（４）生涯学習

学んで育む　“ひと・まち・絆”

市民が、生涯学習を通して、いつでも、自主的・自発的な学習活動等と仲間づくりのきっかけができるよう支援するとともに、学習しやすい環境の整備を図り、学んだことを地域で生かす活動を支援する施策を展開します。

また、生涯学習おやまの形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、学びの場である公民館・図書館を中心とした社会教育活動の普及に向けた環境を整え、地域人材の発掘・養成そして人材登録につなげていきます。

（５）青少年育成

未来に描ける小山の青少年 生きる力あふれる青少年の健全育成をめざして

21 世紀を生きる青少年が、これからの多様性に富む社会を生き抜き、活躍できるよう、夢と希望をもち、心豊かにたくましく成長していくことは、市民一人ひとりの共通の願いです。

自らの個性をのびのびと発揮して社会参加できる自立した青少年を育成するため、家庭、学校、職場、地域社会及び関係機関や団体が連携・協働して、青少年を守り育むあたたかな環境づくりに取り組むための事業を推進します。

そのため、豊かな国際感覚をもち、平和の大切さを深く認識できるよう、中学生海外派遣事業や平和記念式典派遣事業等を推進します。

また、成人式の開催については、新成人が実行委員会を組織し運営することが青少年の健全育成にも繋がるため、地域、学校、行政が協力・連携して支援します。

（６）市民文化

心豊かで活気のあるくらしやすい「文化都市小山」をめざして

市民が心豊かで潤いのある暮らしを目指し、「ふるさと小山」に“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、市民の自主的・主体的な文化芸術活動や人材育成を支援します。

文化芸術への親しみと理解を推進するとともに、文化芸術活動を通じた人々の交流を深めるため、市民文化祭をはじめ、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や参加できる機会を提供します。
また、市民が自主的・主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化センターでは施設整備の充実、車屋美術館では展示事業の充実を図り、市民の利便性の向上及び文化芸術活動の情報発信を進めます。
さらに、小山文化の創造、文化団体や市民の文化芸術交流、鑑賞機会の充実を推進するため、市民参加による文化芸術事業を開催し、市民一人ひとりが文化の担い手として市民と行政の協働により市民文化を育て、心豊かで活気ある暮らしやすい「文化都市小山」の創造に向けて、文化芸術の振興を図ります。

（７）歴史文化

バランスの取れた文化財の保存と活用

小山市文化財保存活用地域計画を策定し、祇園城跡（城山公園）や小山御殿広場といった歴史的資産を活用したまちづくりを推進します。
「小山評定」や「間々田のじゃがまいた」など本市が誇る歴史を全国に発信するとともに、未来永劫保存・伝承に取り組みます。また、本場結城紬などの伝統工芸についても、伝統工芸等保持団体への活動支援事業を行うなど、貴重な歴史的資産を次の世代に継承する取組を推進します。
国指定文化財である「摩利支天塚古墳」、「琵琶塚古墳」、「祇園城跡」、「鷲城跡」、「中久喜城跡」、「寺野東遺跡」、「乙女不動原瓦窯跡」をはじめ多くの有形・無形の文化財の保存と有効活用を図り、本市の歴史・文化の継承と普及啓発を推進します。
博物館については、企画展示の更なる充実を図るとともに、常設展示リニューアル計画を策定し、展示資料の入れ替えなどを行い、郷土愛の育成や魅力的な学習の場としての機能を発揮できるよう展示の充実を図ります。
市民が郷土の歴史や文化財に親しみ集い、ふるさと小山を再認識できるよう、「小山評定」をはじめとする歴史的資産を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進します。

（８）スポーツ・レクリエーション

元気いっぱい　明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ

生涯スポーツ社会を実現するため、競技力向上や競技人口の拡大及びスポーツを

通じた交流人口の拡大による地域の活性化、そして、市民がいつまでも元気に過ごせるよう健康寿命の延伸を目指して、平成 31 年 3 月に策定した「第 3 次小山市スポーツ推進基本計画」、「スポーツツーリズム基本構想」に基づき、関係機関との連携強化を図り、競技スポーツの振興とともに、これからの超高齢社会・人口減少社会並びに健康志向の時代を踏まえ、生涯スポーツの振興と健康増進施策の事業展開を図ります。

　また、市民の生涯スポーツや健康づくりの拠点施設となる市立体育館を中心に、市民が日常生活の中で運動やスポーツを実践できる事業の展開を推進するとともに、地域におけるスポーツの指導者等の人材育成及び総合型地域スポーツクラブの育成支援、スポーツを通じた交流人口の拡大、プロスポーツとの交流機会の充実を図ります。

　さらに、市民一人ひとりがスポーツに対する関心を高められるスポーツ・レクリエーション情報ネットワーク化と広報活動を充実させ、市民と行政が協働して生涯スポーツを振興するための推進体制の整備を図ります。

　令和 4 年には、「栃の葉国体」以来、42 年ぶりに第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」が本県で開催されるとともに、第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」も併せて実施されます。全国から多くの皆様が訪れる両大会を契機に、本市を全国に発信し、スポーツによるまちづくりの一層の推進を図ってまいります。